

横浜地方裁判所委員会（第45回）議事概要

1 日時

令和7年5月19日（月）午後2時30分～午後4時30分

2 場所

横浜地方裁判所大会議室

3 テーマ

裁判所広報の在り方

4 出席者

（委員）安藤肇、大竹昭彦、大竹弘樹、奥山尚子、佐野公美子、塩澤健一、鈴木達也、中里孝二、丹羽敏彦、花岡信太郎、三品篤、森祐美子、山口由衣（五十音順、敬称略）

（事務担当者）民事首席書記官、刑事首席書記官、事務局長、事務局次長、総務課長、総務課課長補佐

5 議事

(1) 新任委員の紹介

山口由衣委員、佐野公美子委員（任命順）

(2) 今回のテーマに関する説明等

裁判所によるスライド説明

横浜地方裁判所事務局総務課長から「裁判所広報の在り方」を説明

(3) 意見交換（発言：■委員長○委員）

○ 裁判所において苦労されながら各種イベントを開催していることはよくわかりましたが、平日に開催するとどうしても時間の空いている高齢の方の参加が多くなることから、広報対象となるコアゾーンを定めて、広報活動を行っていくことも方法の一つかなと思いました。

○ 裁判手続を利用していない方との関わり方についてお聞きしたいとのことですが、事件数の増減と裁判所広報との関係について、分析や検討をしたこと

はあるのでしょうか。過去に過払い金請求訴訟が激増した背景には、裁判例が出た影響が大きかったと認識しています。そうすると、一般広報と司法の利用の促進は一定程度の関係があるのではないかと、という印象を持っています。

○ 裁判所が開催している広報活動について説明を聞くと、学生向けが多いという印象を受けました。ただ、イベントの開催日程は平日が多いので、より多くの方が参加しやすいように、夜間や休日、オンラインでの開催方法を検討されてもよいのかなと思いました。

○ 裁判所の苦勞が伝わってきましたが、関係ないと思っている人への広報が一番難しいと思います。関係がないと思っている人は、そもそもアンテナを張っていないため、若年層を対象として参加をさせていくことは、時間がかかるけれども、地道な取組として大事かなと思いました。加えて、裁判所を知ってもらいたいと直球でやっても、特に社会人は関心がないと見向きもしないので、興味ある人に関心を持ってもらえるよう各種イベントなどとコラボして、きっかけとなる入口をたくさん作ることで、多様な層に興味を持ってもらえる仕掛け作りをしていくことが大事ではないかと思いました。あとは、より安心してもらったり、不安を減らすための広報もあるのかなと思いました。例えば、中小企業経営者や女性といった弱い立場に置かれる可能性の高い人たちを対象として、裁判所を利用すれば自分たちの権利を守ってもらえるかもしれないという環境を作ること、そういう観点からは男女共同参画センターともコラボしていくのがよいのではないかと思いました。

○ 私は過去に依頼者の方から、裁判所は悪い人が行く場所でしょう、という発言をされたことがあります。裁判所のことをよく知らないといういい例だと思います。弁護士もそうですが、裁判所も敷居が高いと言われることが多いです。私は昔先輩から、和解成立のためには紛争を和らげて和解成立に向けて進めていく必要があるが、雑談がうまくないと和解に向けて進められない、と聞いたことがあります。裁判所において利用者と雑談をすとか、話しやすい関

係性が作ればいいのですが、なかなか普通に雑談ができるようなポジションではないので、難しい点があると思います。

■ 裁判所が怖いところだと思っている方や、裁判所への申立てを考えている方、また、今は申立てを考えていない方に対する広報を行うために、どのように切り出して効率よく広報をやっていけばよいのかについて、何か御意見はありますか。

○ 我々のような世代は、裁判所は敷居が高く身近に感じにくいと思っています。今時は、裁判所のホームページもなかなか見ず、若者含めてSNSを通じて親近感を感じる人が多いことからすると、例えば、そういうテーマや裁判手続のシュミレーションをSNSで配信していくことや、その際には文字だけにならないように工夫することなどが大事かなと思いました。

■ SNSで紹介するのは、裁判の手続案内が主に考えられますが、より効果の高い紹介方法やより見てもらいやすい内容として、どのようなものが考えられるでしょうか。

○ 具体的にテーマを絞るのか、こんなことをやっているというポイントに絞ったショート動画とするのかについては、様々なパターンが考えられるのではないのでしょうか。裁判所自体を知ってもらう内容や、手続を知ってもらうための内容、採用に向けた内容などいろいろなものが考えられると思います。

○ 今回のテーマは非常に難しいと感じています。企業の広報の目的ははっきりしていますが、裁判所の広報目的は何なのかという観点から考えた際、外部の人間からすると、何かトラブルなどがあつたときに、裁判所は証拠と法律に基づいてきちんと裁いてくれる機能があるということを知らせることが大事ではないかと思います。例えば、世間から注目されている刑事事件の裁判の状況、争点、公判前の状況についてお知らせをし、最終的に裁判所は法と証拠に基づいてこういう判決を出しました、ということホームページなどで知らせるとよいのではないのでしょうか。また、判決についても、判決文だけでなく、ポイ

ントを紹介するもの、例えば、この事件はこういうところが争点になり、それぞれこういう主張をしている、というのをホームページに掲載してみるのもいいのではないのでしょうか。現在は、そうした内容をメディアがわかりやすく伝えようとしていますが、そんな取組を裁判所がやってもいいのではないのでしょうか。民事でも大きい事件に目が行きがちですが、裁判所から争点や原告の言い分などをホームページでわかりやすくお知らせして、こういうふうな認定をしました、というのを公開してもよいのではないかなと思いました。

○ 判決書そのものは、裁判所のウェブサイトに載せているものがそれなりの数あるのではないかと思います。公判前整理手続の主張等を公表することについては、公判前の手続そのものが、紆余曲折を経てまとまっていくものであり、直前で主張が変わることもままあります。最終的には公開された法廷で結果の顕出という形でお知らせしていますので、事前に公表するという事はなかなか難しいと感じています。

■ これまで裁判所では判決を出した後、裁判官は弁明せず、という精神で、判決内容の解説等はしてこなかったため、その精神を変えるのはなかなか難しいかもしれません。裁判所の制度や仕組み等を広報する際に、工夫すべき点があればお聞かせ願えますか。

○ 広報活動として、ウェブやSNS等で幅広く活動をする 것도大事だと思いますが、裁判所が面している日本大通りではイベントが多く開催されており、県庁の庁舎公開等もしています。知事の執務室を公開すると行列ができたりもしており、関心を持った層が入って来たりします。そのようなイベントに合わせてチラシを置いたり、建物の入り口だけでも公開したり、動画を流したりするなど、イベントに合わせて広報活動ができると家族層が来てくれるので、広報効果は高いのではないのでしょうか。裁判所の職員が休日にかかりきりになる必要が生じるなど、慎重な判断が必要かと思いますが、やはり法廷に入れると面白いのではないのでしょうか。

○ 横浜市の教育委員会が夏休みなどに様々な親子見学会などいろいろなイベントをとりまとめたプログラムを企画してくれており、それに参加しています。夏休みですと、小学生やその保護者の方が来られて、子どもの自由研究のアテンドとして大人の方にも来ていただけるので、間口が広がるイベントの一つだと思っています。小学生や中学生など、社会の授業の中で勉強したこと含めて、普段見ることができない場所を実際に見ることができるのは、人を引き付けるのでよいのではないのでしょうか。

○ 大学も少子化の影響を受けるので、学生の取り合いになっているのですが、うちでもオープンキャンパスを年に三回ほどやっていて、理系の実験室を開放したりして見学してもらっています。大学ではこんなことをやってる、このような可能性がある、というのを言葉だけでなく、体験で示しています。裁判所でも様々な制約がある中で、開放できるのであれば、そういうことをやっていくのも意味のあるチャレンジだと思います。国民の大多数の方が裁判の当事者になる可能性が低い中で、裁判所をいかに国民に理解してもらおうのか、この国にはこういう制度があるから安心だ、という見えないところでの安心確保のための広報活動を行うことも大事ではないかと思いました。現在の裁判所が行っているイベントを見ると、若年層向けが多く、司法に対するリテラシーイメージを緩和するためにも、若年層に対する働きかけは非常に大事ではないかと思っています。また、本当に知ってもらえているのか、知ってもらべき内容は何かを把握するためにも、広報結果の影響や効果をどのように観察していくのかは、試みでもいいので、何か指標になるようなものを取っていくべきだと思います。広報を行い、その結果として何か追いかけられるものや効果を計れるものがあり、その結果を分析検討することができれば、問い掛けに対してのより具体的な答えを導き出すきっかけとなるのではないのでしょうか。

■ 当庁の広報活動について、アンケートを取り始めたのはごく最近のことであり、影響や効果を観察していく作業は手探りの状態です。事件に関する訴状

のひな型等は昔からホームページに載せているため、広報活動の結果として、裁判所を知ってもらえているのか、申立てが増えているのかといった因果関係を計るのも難しいと感じています。憲法週間行事等の広報効果を計るためにも、指標となり得るものは何か、指標として良いものがないかなどにつき、何か御意見はありますでしょうか。

○ 神奈川県でNPOを担当する課はまさに指標がないところなので、同様の悩みを抱えています。他部署である観光課等では、イベントを何回打ったのか、連携をどれだけしたのか、その結果としてどれだけの金額を落としてもらえたのかや、訪問してもらえたのか等、指標として計りやすい側面はあります。他にも考えられる指標として、意識啓発がどう結果につながったのかのアンケートを取り、行政としての盛り上がりをもどのように住民が感じているのか、という指標を計ることもあります。

○ 我々は純粋に視聴率を指標としています。我々の組織では放送局を査定する仕組みがあり、地域指標として防災の役に立ったという指標などがあります。指標の計り方として、県民1000人にモニターになってもらい、生活の役に立っているのか、というアンケートに答えてもらい、そのアンケート結果を元に査定をしたりしています。横浜地方裁判所でも、住民の方から信頼されているかなどの指標を定めてアンケートを取り、受け止めについて把握するというのもあり得るのではないのでしょうか。我々は、それ以外にもSNSを見ましたか、というアンケートを取るなどして、取組を県民の皆様に判断してもらっています。コンテンツとしては、X（旧ツイッター）を通じてどれだけの方が番組を見ているのかなども聞いています。このように、様々な媒体を通じて入口を作り、広報の効率化につながるようなアンケートを取り、御意見を聞くようにしています。

○ 横浜市でも広報をいろいろやっており、市長からはデータに基づいて業務を行うようにという指示があるので、説明をするときは必ずデータを示してい

ます。業務に取り組む際には、市民の意見としてどういう世代からどういう要望が多いのかを日々分析しながら取り組むようにしています。具体的には、X（旧ツイッター）などを通じて、区によってフォロー数がどれくらいあるのか、反応はどれくらいあるのかを分析しています。

○ 役所の方が調査のためにアンケートを取る際には、恣意的にならないように注意をする必要があると思います。司法に対する信頼がある、理解がある、というのが目指す姿だと思いますが、その要素を分解すると、具体的にどういう状況を目指すのか、その要素について調査分析されているものは既に存在すると思うので、ゼロから考えるよりは、どの指標を組み合わせていくことで司法に対する信頼を図れるのかを調べることでいいのではないのでしょうか。加えて、イベントの参加前と参加後のイメージのギャップを聞くのも大事かと思いました。そのためには仮説が大事であり、仮説を想定した上で、聞くべきことを決めていかなければなりません。例えば、怖い、というイメージも恣意的ではありますが、参加前は裁判所は怖いところだと思っていたが、参加後はそうではないことが分かったなど、抱かれているイメージがどう変わったのかを聞くことは大事だと思います。

○ 裁判所は世界各国にあるので、各国の実態、各国の調査結果や実情を見た上で、いいアイデアがあれば使ってみるのもいいのかなと思いました。

○ 若手の獲得競争は激化しているので、大学としても、インスタ、YouTube、X（旧ツイッター）などのSNSでどんどん画像等を流して、どのくらいの人に見てもらえたのかを把握しています。一般国民の立場としても、優秀な人に裁判官になって欲しいと思っていますが、裁判所も、広報の依頼を待つ姿勢ではなく、高校や大学と密に連携して売り込むというのも方法としてあるのではないのでしょうか。将来的なことを考えて動いていくことが大事だと思いますし、現在では、就職を考えている人の中でも、官僚はきつい、ということがSNSを通じて誇大広告になってしまっていて、心配する事態となってい

ます。大学生等にもアンケートを取り、裁判官や裁判所の職員のイメージをデータとして取り、誤解されているイメージがあれば、その誤解を払拭していくための取組や広報活動を始めていくことも大事ではないでしょうか。

○ 我々のところでもそうですが、若手の採用は難しい状態です。内定辞退率が2割、3割となっています。職種として土木職などの技術職は採用が難航していると聞いています。広報活動としてはインターンなどもやっていますが、技術職の職員の出身大学に行ったりして、就職のための営業活動をしています。一方で、事務職についてそういう動きをしているか、十分把握できていません。

○ 我々のところでも、令和3年度の大卒を対象とした事務職の受験者が2000人くらいいたところ、令和6年度には受験者が1000人くらいになっています。職場としての魅力がないのかとも思っています。SNSを活用した広報活動を行っていますし、企業説明会に参加する際も、神奈川県内だけでなく、日本全国に出張に行くなどして採用広報を行っています。横浜市のホームページにも、働いてみた上で良いことばかりだけでなく、苦勞なども職員の声として載せるようにして、実態を見てもらうことが大事かなと思っています。ただ、我々としても、広報活動としてやっていることが成果に結びついていない、ということが悩みの種になっています。

○ 裁判員裁判自体も広報としての機能があるのではないのでしょうか。無作為で来ていただいた一般の方が、身近で裁判所の職員の仕事を見ていただくいい機会になりますし、裁判所に来ていただいた裁判員の方に対しては、アンケートを取っていたと思います。そこにはいいことが書かれているのではないかと考えているのですが、事件や個人が特定できないようにして、事前に了解を得ることで、広報データとして公表したり活用していくこともよいのではないかと思います。

以 上

(4) 次回の予定

ア テーマ

「刑事裁判における犯罪被害者等への配慮（仮題）」

イ 開催日時

令和7年11月12日（水）午後2時30分～午後4時30分